

平成26年度「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」 議事録

■日時 平成27年3月25日（水）10:00～11:52

■場所 都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

■出席委員

稲生委員 片谷委員 輿水委員 千葉委員 寺島委員 中口委員 中杉委員 野部委員
羽染委員 平手委員 柳委員 山本委員

■議事内容

- 1 会長選任
- 2 会長職務代理者指名
- 3 項目担当委員の設置及び指名
- 4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案(オリンピックスタジアム、武蔵野の森総合スポーツ施設、選手村)に係る意見聴取

⇒ 2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の第2期会長に柳委員が選任され、会長職務代理者の指名と項目担当委員の設置及び指名が行われた（資料2参照）。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム、武蔵野の森総合スポーツ施設、選手村）」について、意見聴取と評価書案の概要の説明が行われた。

なお、評価書案の内容に関する本格的な審議については、次回以降の委員会で行う予定である。

平成26年度
「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成27年3月25日（水）

都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

(午前10時開会)

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので会議のほうを開始させていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。本日は、第2期委員の皆様による初めての会議でございます。全員の御出席をいただいております。会長が選任されますまでの間、私のほうで進行役を務めさせていただきます。申し遅れましたが、私は環境局都市地球環境部環境都市づくり課オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長の岩谷と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、評価委員会を公開で行うことについて、一昨年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本評価委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

本日は、第2期委員によります初めての評価委員会でございますので、改めまして五十音順に御紹介いたします。

稲生信男委員でございます。

○稲生委員 稲生でございます。よろしくお願ひいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 片谷教孝委員でございます。

○片谷委員 片谷です。よろしくお願ひいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 輿水肇委員でございます。

○輿水委員 輿水です。よろしくお願ひいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 千葉百子委員でございます。

○千葉委員 千葉でございます。よろしくお願ひいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 寺島孝一委員でございます。

○寺島委員 寺島でございます。よろしくお願ひいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 中口毅博委員でございます。

○中口委員 中口でございます。よろしくお願ひいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 中杉修身委員でございます。

○中杉委員 中杉でございます。よろしくお願ひいたします。

- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 野部達夫委員でございます。
- 野部委員 よろしくお願いいいたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 羽染久委員でございます。
- 羽染委員 羽染です。よろしくお願いたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 平手小太郎委員でございます。
- 平手委員 平手でございます。よろしくお願いいいたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 柳憲一郎委員でございます。
- 柳委員 柳です。よろしくお願いいいたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 山本貢平委員でございます。
- 山本委員 山本です。よろしくお願いたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 第2期の評価委員会は、ただいま御紹介いたしました12名の委員による構成となります。
- なお、任期は平成28年6月28日までとなっておりますので、よろしくお願いいいたします。
- 続きまして、東京都側の出席者を御紹介いたします。
- まず、環境局から、環境局長の長谷川でございます。
- 長谷川局長 長谷川でございます。よろしくお願いいいたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 都市地球環境部長の谷上でございます。
- 谷上都市地球環境部長 谷上でございます。よろしくお願いたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 アセスメント担当課長の宇山でございます。
- 宇山アセスメント担当課長 宇山でございます。よろしくお願いいいたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 アセスメント担当課長の佐藤でございます。
- 佐藤アセスメント担当課長 佐藤です。よろしくお願いいいたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 自治体連携推進担当課長の大坪でございます。
- 大坪自治体連携推進担当課長 大坪です。よろしくお願いいいたします。
- 岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 次に、オリンピック・パラリンピック準備局から、大会準備部施設輸送計画課長の澤崎でございます。

○澤崎施設輸送計画課長 澤崎です。よろしくお願いいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、長谷川環境局長より御挨拶を申し上げます。

○長谷川局長 皆さん、おはようございます。改めて、環境局長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、このたび大変お忙しい中をオリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の第2期委員に御就任いただき、誠にありがとうございます。

第1期におきましては、アセスメント指針の策定に際しての御指導や調査計画書に係る御審議をいただきました。この第2期では、評価書案の提出を受けまして、予測評価にかかわる部分の御審議をいただくということになりますので、まさに環境アセスメント手続の中でも重要な局面に入っております。

こうした中、今回、第1期委員を務められた先生方全員に御就任を快諾いただきまして、引き続きの御指導を賜るということになりましたので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、現在、都におきましては、組織委員会とともに競技会場の見直しをはじめ、防災、テロ対策、多言語対応、バリアフリー化など、2020年大会の成功に向けて鋭意準備を進めております。また、2020年はゴールではなくて東京と日本が発展する跳躍台であるという認識のもとで、オリンピック・パラリンピックが終わった後に残ります有形無形のレガシーの具体化についても検討いたしております。

昨年12月には、舛添知事が就任して初めての東京が目指す将来像とその道筋を明らかにいたしました「東京都長期ビジョン」を策定したところでございますけれども、このビジョンにおきましても世界一の環境先進都市東京、この実現を掲げまして、現在、水素社会の実現、スマートエネルギー都市、再生可能エネルギーの拡大、あるいは生物多様性の保全などの取り組みを積極的に進めているところでございます。

オリンピック・パラリンピックにおきましても、当然ながらサステナビリティは重要なテーマでございますけれども、御審議をいただきますオリンピック・パラリンピック環境アセスメントにつきましても、大会開催に伴う環境影響の回避、最小化、代償など、環境への適正な配慮を行うことはもとより、東京の持続的発展に寄与するという役割も期待されております。

委員の皆様方には活発な御議論をいただきまして御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 長谷川局長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

○長谷川局長 では、よろしくお願いたします。失礼します。

(長谷川局長 退室)

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 それでは、本日は次第にありますように、初めに会長を選任していただきまして、その後、会長職務代理者の指名、項目担当委員の設置及び指名、評価書案に係る意見聴取を行います。

それでは、議事1、会長の選任をお願いします。

会長の選任につきましては、資料1「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の設置及び運営に関する要綱」第4条によりまして、委員の互選ということになっております。どなたかいかがでしょうか。

寺島委員、お願いたします。

○寺島委員 柳委員を推薦したいと思います。委員は、豊富な御経験と高い御見識をお持ちと伺っております。また、前期も会長を務めておられますので、円滑な運営には最適かと思えます。そこで、委員に会長をお引き受けいただければと思い、御推薦させていただきます。

以上です。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 ありがとうございます。

ただいま、会長に柳委員をとの御推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 それでは、皆様に御賛同いただきましたので、会長には柳委員に御就任をお願いいたしたいと思えます。

柳会長、どうぞ会長席のほうへお移りください。

(会長席へ移動)

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 それでは、柳会長に御就任の御挨拶をいただきたいと存じます。

○柳会長 ただいま御推薦いただきました柳でございます。前期に引き続き今期も会長ということで、このアセスメント評価委員会の審議に尽力してまいりたいと思えます。

先ほど長谷川局長からも話がありましたように、本評価委員会の役割といたしますのは、2020年のオリンピック・パラリンピックの実現に向けての環境影響評価を行っていくということもありますけれども、長期ビジョン等に示された持続可能性というものを追求していく、そういうことでこの評価委員会での審議内容もその方向性を持って審議を進めていく、そういうふうになると思っておりますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 ありがとうございます。

それでは、これから先の議事進行につきまして柳会長にお願いしたいと思います。柳会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○柳会長 わかりました。

それでは、議事の次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思っております。

まず、議事2の「会長職務代理者指名」ですが、前期もお願いしておりました山本委員に引き続きお引き受けいただきたいと思っております。山本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事3「項目担当委員の設置及び指名」を行いたいと思っております。

2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の設置及び運営に関する要綱の第7条に基づきまして、特定の項目を調査・検討させるための項目担当委員の設置とそれぞれの委員の指名をさせていただきたいと存じます。

資料2をご覧くださいと思います。

各項目の担当委員につきましては、記載のとおりお願いしたいと思います。

なお、予測の事項によっては御担当以外の委員の方にも調査・検討をお願いしたほうがよい場合があると思われまますので、そういった場合には適宜対応のほうをよろしくお願いいたします。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決めさせていただきます。委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事4「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取」です。事務局から説明をお願いいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 今回、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局より3会場の評価書案の送付を受けました。これは、

本アセスの最初の手続であります調査計画書に対する環境局長審査意見書を踏まえて、準備局において評価書案の作成を進めておりましたが、このうち3つの会場について環境局長宛て送付されました。したがって、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

初めに、お手元の資料3をご覧ください。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案に係る審議をお願いするものでございます。通常の審議会ですと諮問に該当するものです。

お手元の資料3には評価委員会の会長名が空欄となっておりますが、先ほど柳委員が会長に選出されましたので、お名前を入れて読み上げさせていただきます。

26環都環第676号

平成27年3月25日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境局長

長谷川 明

「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 よろしくお願いたします。

それでは、オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案についてオリパラ準備局から説明をいたします。

なお、評価書案の審議については次回以降の委員会をお願いできればと考えております。
○澤崎施設輸送計画課長 それでは、オリンピック・パラリンピック準備局から評価書案の御説明をいたします。

それから、説明のほうはお手元にお配りしております「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案 概要版」でさせていただければと思っております。

まず、先ほどございましたように、本日提出しております評価書案は、オリンピックスタジアム、武蔵野の森総合スポーツ施設、選手村の3施設に関するものでございます。これらの施設は事業の進捗が比較的進んでいるということで、今回第1弾として御報告させていただくことになりました。残る施設につきましても基本設計等の事業の進捗に応じまして、順次評価書案を作成し、提出して御審議いただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それでは、私から、まず概要版に沿って御説明を差し上げたいと思います。

概要版ですけれども、こちらも評価書案と同様、指針に定められた構成に従って記載をしております。

まず、概要版1ページの1番、正式名称から順に御説明いたします。

2020年東京大会の正式名称ですが、オリンピックが「第32回オリンピック競技大会（2020/東京）」、パラリンピックが「東京2020パラリンピック競技大会」となっております。

この両大会の目的でございます。2020年大会の開催を担う東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、ことしの2月に国際オリンピック委員会と国際パラリンピック委員会に対しまして、東京2020大会開催基本計画という計画を提出しておりますが、この中で以下の大会ビジョンを掲げております。

いわく、「スポーツには、世界と未来を変える力がある。1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、すべての人が自己ベストを目指し、一人ひとりが互いを認め合い、そして、未来につなげよう」、つまり、全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承を3つの基本コンセプトとし、「史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする」としております。

一方、東京都は、昨年12月に東京都長期ビジョンを策定しております。この中で世界一の

都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現であるといたしまして、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、ソフト、ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしております。

また、大会終了後も都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現にも取り組むとしております。そのため、このオリンピック・パラリンピック実施段階環境アセスメントにおきましても、実施に当たり適宜東京都長期ビジョンを参照しながら進めてまいりたいと考えております。

2ページですけれども、大会の概要でございます。

まず、2020年東京大会でオリンピック競技大会は、2020年7月24日から8月9日までの会期、パラリンピックは引き続き8月25日から9月6日までの会期で開催することを予定しております。実施競技数がオリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定でございます。

ただし、オリンピックにつきましては、昨年のIOCの臨時総会で開催都市の組織委員会から追加種目の提案ができるということが決定されましたので、今後競技数も変更される可能性がございます。

2020年大会の環境配慮についてですけれども、組織委員会は、この大会をスポーツ以外を含めたさまざまな分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしておりまして、街づくりや持続可能性についてもどういう取り組みをしていくかというアクションを2ページの表のように例示しております。例えば、大会関連施設の有効活用という点で、仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討とか、誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進ということでは、会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出、さらに、大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信といったことでは、いわゆる3Rの徹底や燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など、大会の準備や運営への持続可能性の反映といったことを挙げて今後具体的に検討していくということにしております。

大変雑駁ですけれども、大会全体の概要については以上でございます。

3ページ以降、オリンピックスタジアムに関する個別の評価書案の概要となります。以下、担当のほうから引き続き御説明を申し上げます。

○オリンピック・パラリンピック準備局　そうしましたら、引き続きまして資料の3ページから、オリンピックスタジアムの評価書案の概要について御説明させていただきます。

まず、オリンピックスタジアムでございますが、スポーツ基本法、スポーツ基本計画など

に基づく、いわゆるナショナルプロジェクトとして位置づけられている施設でございます。

その施設の諸元につきましては、4ページの表4.1-2に示してございます。敷地面積が約11万3,000平方メートル、建築面積が約7万8,400平方メートル、最高高さが約70メートル、工事といたしましては平成27年度からを予定しておりまして、供用時期といたしましては平成31年度を予定しているという施設でございます。

オリンピックスタジアムの計画の内容について御説明いたします。

まず、位置関係でございますけれども、6ページの航空写真をご覧いただきたいと思っております。

まず、こちらの航空写真のところでオレンジ色の少し太目の線で会場エリアというふうに書かせていただいている範囲がございまして、こちらが立候補ファイル時点で示されている範囲になりますが、こちらの会場エリアの中で2020年東京大会のいろいろな仮設の施設とかそういったものが設置されまして、大会を運営していく範囲というふうに位置づけてございまして、評価書案の中ではこちらを会場エリアという形で記載させていただいております。

そのうち、今回のオリンピックスタジアムの計画地については赤い線で囲ってございまして、現在の国立霞ヶ丘競技場、明治公園等を含む範囲になってございます。

本評価書案につきましては、この赤い計画地を対象として予測評価をしてございます。

計画地周辺でございますけれども、隣接して明治神宮外苑がございまして、周辺には明治神宮野球場や秩父宮ラグビー場などのスポーツ施設、計画地の東側には聖徳記念絵画館などの施設が存在いたします。

計画地につきましては、神宮外苑地区地区計画というものがございまして、その中では国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であるとされておりまして、国立霞ヶ丘競技場の建てかえを図ることが計画として決まっております。

それから、明治神宮外苑一帯につきましては、明治神宮内外苑付近風致地区というものに指定されているほか、東京都の景観計画の中で周辺では景観誘導区域というものが指定されているエリアでございます。

続きまして、7ページの施設の配置計画でございますが、8ページに配置計画図、9ページに断面図を記載してございます。

断面図をご覧いただきまして、2つあるうちの上のほうの断面図で見ていただきますと、左側が計画地の西側になりますが、外苑西通りに面してございまして、その外苑西通りの地盤面からの高さが約70メートル、図面の右側（東側）の聖徳記念絵画館側のほうになりますが、こちらの地盤面からだと約62メートルの高さの施設ということになります。

戻っていただきまして、7ページ目の発生集中交通量でございますけれども、現時点の想定といたしまして1,660台というふうに想定してございますが、こちらにつきましては今後関係機関と協議を行いながら決定していくものでございます。

それから、2020年東京大会の開催期間中におけます関係車両の交通量については、現時点では未定となっております。

それから、駐車場につきましては、計画地の地下等に駐車場を設ける計画となっております。

それから、主な設備といたしましては、雨水や雑排水などの再利用の設備、電力につきましてはスポットネットワーク方式を採用するほか、常用発電設備を設置する計画としてございます。

廃棄物処理計画につきましては、法令等に基づき適切に処理処分をする計画としてございます。

続きまして、10ページ、緑化計画でございます。

緑化計画は、明治神宮外苑の緑の一部として外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれた緑を形成することを基本方針として、樹種は明治神宮内外苑に多く見られる日本の在来種を中心とした景観的にも生態的にも周辺環境と調和した計画としてございます。

それから、地上部だけではなくて人工地盤上にも緑化をする計画としてございます。

緑化につきましては、東京都の風致地区条例に基づく緑化基準、新宿区みどりの条例に基づく基準のほか、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準でも基準等々につきましては全て緑化基準を上回る計画としてございます。

それから、工事工程につきましては、平成27年度から42か月間を予定してございます。

工事中の主な建設機械の現時点での想定でございますが、11ページのほうに示させていただいております。

続きまして、12ページになりますが、以上のような地域の特性あるいは事業特性を踏まえまして、環境影響評価項目につきまして選定をしてございます。

環境影響要因を、まず表4.1-7に示してございますが、大きく2020年東京大会の開催前、開催中、開催後についてそれぞれ要因を設定してございます。

こちらの表の中で網かけをしているところになりますけれども、計画地及びその周辺に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定でございますけれども、現時点では工作物の諸元が未定であるということがございます。

それから、大会の開催中における大会の運営についても現時点では具体的な計画がまだ確定していないというような事情がございまして、本評価書案では、表に示す網かけ以外のところの具体性が高い環境影響要因を対象として予測評価を行っております。仮設工作物や大会の開催に係る環境影響評価につきましては、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出、環境影響評価の項目について検討して、別途実施する予定としてございます。

13ページに選定した環境影響評価項目の一覧表を示してございます。○がついているところが選定した項目及び予測事項を示してございまして、それから、網かけになっているところが本評価書案では対象としない環境影響要因や予測事項を示してございます。

「大気等」につきましては、工事用車両の走行に伴うもの、建設機械の稼働に伴うもの、設備等の持続的稼働で、関連車両の走行や地下駐車場、熱源施設に伴うものについて予測することとしてございます。

「水質等」につきましては、施設からの排水が下水道放流をされるということもありまして、項目としては選定してございません。

「土壌」、「生物の生育・生息基盤」、「水循環」、「生物・生態系」、「緑」、「騒音・振動」、「日影」、「景観」、「自然との触れ合い活動の場」について選定をしてございます。

それから、14ページのほうでございませけれども、「歩行者空間の快適性」、「史跡・文化財」、「水利用」、「廃棄物」、「エコマテリアル」、「温室効果ガス」、「エネルギー」、「土地利用」、「地域分断」、「移転」、「安全」、「消防・防災」、「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」といった項目について今回選定をしてございます。

こちらの14ページの表の中で社会活動に関するもの、参加・協働に関するもの、経済に関するものにつきましては、個別施設ではなくて、2020年東京大会の全体計画についても今後環境アセスメントを実施する予定でございませますが、そちらの全体計画の中で活動して予測評価をするということを考えてございます。

これらの選定した項目についての環境影響の予測評価の結論が、少し飛びますが19ページからになります。

まず、「大気等」でございませけれども、大会開催前の工事用車両の走行に伴うもの、建設機械の稼働に伴うもの、それから、大会開催後につきましては関連車両の走行に伴うもの、地下駐車場の供用に伴うもの、熱源施設の稼働に伴うものにつきまして予測評価を行った結

果でございますけれども、いずれの結果につきましても環境基準を下回る結果になってございます。

続きまして、「土壌」でございますが、事業の実施に伴う土地の改変に当たりましては、土壌汚染対策法及び東京都の環境確保条例に基づく手続を行い適切に対応をいたします。

汚染土壌が確認された場合には、汚染拡散防止措置を実施することを考えてございます。

それから、設備等の持続的稼働による土壌汚染については、汚染要因は想定されないというふうに考えてございます。

続きまして、20ページの「生物の生育・生息基盤」でございます。

計画地内の明治公園等々がございまして、そういったところの植栽樹林の一部が改変されますが、事業の実施に当たりましては地上緑化等により植物が生育する基盤を新たに創出いたします。明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されるというふうに考えてございまして、計画地周辺も含めました明治神宮外苑としての生物・生態系の賦存地の現況は維持されるだろうというふうに考えております。

続きまして、「水循環」でございますが、工事に当たりましては、遮水性の高い山留壁を採用する計画としておりますので、周辺からの地下水の湧出については抑制できるだろうというふうに考えてございます。

開催後の施設の持続的稼働に伴うものとして、地下水涵養能の変化の程度につきましては、現況につきましては大部分がアスファルトで舗装されているような状況でございますが、事業の実施に当たりましては、本事業では雨水浸透施設、雨水貯留施設を設置して地下水涵養を図る計画としてございます。

それから、地下水の水位及び流動の変化につきましては、計画地で確認された帯水層である東京層や東京礫層等は、計画地周辺においてもその分布が見られておりますので、帯水層が連続して分布しているものと想定されますので、地下水は地下構造物を迂回して流れるというふうに考えております。

それから、生物・生態系でございますけれども、計画地内の樹木等の伐採や土壌の改変などが行われますが、計画地周辺の明治神宮外苑の生物の生育・生息環境については改変いたしません。

それから、事業の実施に当たりましては、一部既存樹の保存方法を検討するほか、地上部緑化等を行います。植栽樹種につきましては、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来木を中心として計画地周辺の生息・生育基盤と調和する植栽計画としてございます。

以上のことから、計画地周辺も含めました地域としての生物・生態系の現況については維持されるのではないかというふうに考えております。

続きまして、21ページの「緑」でございます。

冒頭申し上げたとおり、地上部緑化等により約2万5,000㎡の緑化面積を確保する計画としてございまして、条例等に基づく緑化基準を上回る緑化面積を確保する計画としてございます。

それから、「騒音・振動」でございますが、こちらは工事用車両の走行に伴う道路交通騒音や道路交通振動、それから、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動につきまして、いずれも環境基準あるいは規制基準、東京都の環境確保条例に基づく勧告基準などと対比をしてございますけれども、いずれも基準を下回る結果になってございます。

それから、「日影」でございます。

東西方向に日影が生じる範囲は出てきますが、日影規制地域に対しては規制時間を上回る日影は生じない結果になってございます。

それから、「景観」でございます。

景観は、予測項目が多々ございますが、まず、計画建築物の建物外周部につきましては大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とするなど、通りを歩く人や周辺の町並みに配慮した計画としてございます。

また、明治神宮外苑の緑の一部として外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれた緑を形成する計画としてございます。

その下の「景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度」というところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、東京都景観計画に定める保全対象物である聖徳記念絵画館がございまして、その聖徳記念絵画館の景観誘導区域というものがございまして、計画地は景観誘導区域には該当してございません。それから、東京都景観計画においては聖徳記念絵画館に関する眺望地点というものが設定されておりまして、こちらは計画地南側の国道246号と神宮外苑内のイチョウ並木の交差する地点が視点場として設定されてございますが、そちらの視点場からは計画建築物は視認することはできません。

それから、新宿御苑周辺の景観誘導区域に該当いたしますけれども、こちらは新宿御苑内の眺望地点から計画建築物を視認することはできないものになってございます。

それから、「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」でございますけれども、計画地近傍の主要な交差点からの眺望につきましては、計画建築物ができますので視野に占める割

合は増加いたしますが、先ほど申し上げたとおり、景観に配慮した計画としております。

それから、周辺地域においては計画建築物の一部が視認されますけれども、眺望景観の著しい変化は生じないというふうに考えてございます。

22ページ、「景観」の続きでございます。

「貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度」でございますけれども、計画地内には、例えば文化財保護法の名勝等の貴重な景勝地はございません。

それから、「圧迫感の変化の程度」でございますが、計画建築物による形態率の変化を予測してございますけれども、その形態率については数%増加する程度となっております。計画建築物は敷地境界からセットバックすることで、周囲に広幅員での開放的な歩道状空気を配置するとともに、並木植栽を施すことで計画建築物による圧迫感の低減に配慮した計画としてございます。

それから、「緑視率の変化の程度」ですが、緑視率の変化につきましては、明治公園がございますので、そちらの地点では減少することになりますが、一部地点では緑化をすることによってむしろ増加することになってございます。

それから、緑化につきましては新宿区の景観まちづくり審議会及びそれ以降の協議も踏まえまして植栽計画を拡充する計画としてございます。

それから、「景観阻害要因の変化の程度」でございますけれども、現状では大きな景観阻害要因はないというふうに考えてございますが、そちらについても著しい変化は生じないものというふうに考えてございます。

それから、「自然との触れ合い活動の場」でございますが、計画地の中の明治公園などの自然との触れ合い活動の場が改変されるものの、事業実施に当たりましては、歩道状空地の並木植栽を整備するなどによりまして新たな自然との触れ合い活動の場として利用されるものというふうに考えてございます。

計画地周辺につきましては、明治神宮外苑の樹林地やイチョウ並木などにおいて散策や休息などの触れ合い活動が行われておりますけれども、そういったところにつきましては改変をするものでございませぬので、そういった活動については維持されるものというふうに考えてございます。

それから「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」というところで、建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴いまして、計画地周辺におけるそういった活動が阻害されるおそれがありますけれども、工事の平準化等のミティゲーションを実施することによって、その

影響を低減してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、歩道状空地の並木植栽を整備することで隣接する聖徳記念絵画館の緑等とともにネットワークが構築されて、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性は向上するのではないかとこのように考えてございます。

23ページ、引き続きまして「自然との触れ合い活動の場」の続きになりますけれども、利用経路に与える影響の程度でございますが、工事用車両の走行に伴いまして利用経路に影響を及ぼすおそれがございますけれども、一般歩行者の通行に支障を与えないよう工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定としてございます。

それから、計画地の外構部には緑の回廊を整備いたしまして、歩行者等にオープンな通路空間として提供するとともに、計画地西側の人工地盤の整備により歩行者動線と車両動線とを分離した安全で快適な歩行者ネットワークが構築されるのではないかとこのように考えてございます。

続きまして、「歩行者空間の快適性」でございますが、まず、「緑の程度」といたしまして、公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路につきましては、現状で一部を除き既に歩道上の街路樹や沿道樹木により緑陰が形成されている状況でございますが、将来的な緑の程度は現況と同等であるというふうに考えてございます。

それから、「歩行者が感じる快適性の程度」というところで、アクセス経路となる歩道上につきまして、熱中症の危険性を評価する指標といたしまして暑さ指数（WBGT）というものがございまして、そちらの暑さ指数について予測をさせていただきます。その結果でございますが、日影のない直射日光のもとではこの暑さ指数が熱中症の危険レベルになりますが、街路樹や沿道建築物による日影の下にいきますと、それが警戒レベルというところまで低下するというふうに考えてございます。

それから、「史跡・文化財」でございます。

まず、計画地の中で南側に明治公園の霞岳広場というところがございまして、そこに新宿区の天然記念物のシイがございまして、こちらについては適切な移植について検討を行います。

それから、1964年の東京オリンピックのレガシーである記念作品などが、今、国立競技場の中にございまして、そちらにつきましても再設置を含む利活用の検討を行う計画としてございます。

それから、埋蔵文化財につきましては、周知の埋蔵文化財については文化財保護法に基づきまして発掘調査等を行い、確認及び保存等の適切な措置を講じてまいります。

それから、工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、こちらでも文化財保護法に基づき適切に対処いたします。

それから、文化財の保護・保全対策の程度というところで、大気汚染とか騒音振動につきましても別の項目で予測評価をさせていただきますけれども、それぞれの項目の中での影響は小さいというふうに考えていることから、事業計画地周辺の文化財に与える影響についても少ないのかなというふうに考えております。

「文化財等の回復の程度」でございますが、先ほど申し上げたとおり、天然記念物のシイ、東京オリンピックレガシーの記念作品等につきましても移植あるいは再設置を含む利活用の検討を行うことにさせていただきますので、回復の程度については図られるのではないかとこのように考えております。

続きまして、24ページの「水利用」でございます。

本事業では、雨水を集水してトイレ洗浄水等々、芝散水等の雨水利用を図る計画としてございます。それから、節水型トイレ等の節水の取り組みの設備等も導入する計画としてございます。

東京都の水の有効利用促進要綱に基づく取り組み内容とは合致しているのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、「廃棄物」でございますが、建設工事に伴います建設発生土、建設汚泥、建設廃棄物につきましては、東京都の建設リサイクル推進計画を踏まえて適切に再利用、処理・処分をする計画としてございます。

それから、設備の持続的稼働に伴って出てくる廃棄物につきましては、現在の国立霞ヶ丘競技場と同様に、東京都の条例や新宿区の条例に基づき適切に処理・処分を行う計画としてございますので、現国立競技場におけるリサイクル率が維持できるのではないかとこのように考えてございます。

それから、「エコマテリアル」につきましては、建設工事に当たりましては環境物品等の調達を推進を図るための方針等に基づきまして、エコマテリアルの利用が図られるものと考えてございます。

それから、「温室効果ガス」でございますが、温室効果ガスはあらゆる事業活動において排出されてしまいますが、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスにつきましては省エネ運転をすることでその排出量を削減する計画としてございます。

それから、施設の持続的稼働に伴う温室効果ガスといたしましては、自然換気や自然通風

を考慮するなど、各設備計画等において効率的利用のための措置を計画してございます。

それから、25ページの「エネルギー」でございますけれども、こちらは温室効果ガスと同様でございます。

それから、「土地利用」でございますけれども、本事業の実施に伴いまして土地は一部改変されますが、東京都の自然保護条例に基づく自然地の改変はなく、公園・運動場等、宿泊施設等々が、それぞれスポーツ・興業施設に土地利用が変更になります。

神宮外苑地区地区計画におきましては、計画地周辺はスポーツ拠点を生かした街づくりの活性化を図るというふうにしてございますので、そのような土地利用に係る計画との整合性が図られているというふうに考えてございます。

それから、「地域分断」でございますが、周辺地域住民の主たる生活動線には大きな変化はないというふうに考えてございます。

それから、敷地を自由に通り抜けられるような歩道状空を整備する計画にしてございます。

それから、バリアフリーで地区全体にわたる回遊性のあるネットワークが創出され、周辺のスポーツ施設等と一体的に利用する環境が整備されるものと考えてございます。

それから、「移転」でございますけれども、事業の実施に伴いまして計画地内の日本青年館の移転が必要になってございますが、現在、同等機能の移転先を確保した計画としてございます。

それから、「安全」でございますが、周辺の危険物施設等からについては一定程度の距離が確保されてございます。

それから、危険物施設等については、法令に基づく規制がされてございますので安全性は確保できるのではないかとこのように考えてございます。

それから、26ページ、「安全」の続きでございますが、バリアフリー化でございまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして、施設内のバリアフリー化を図るほか、ピクトグラム等を配置する計画としてございます。

それから、電力供給でございまして、スポットネットワーク方式を採用して、3回線のうちの1回線が故障しても、ほかの2回線によって電気を送り続けることができる受電方式を採用する計画としてございます。

それから、常用発電設備を設置する計画としてございます。

それから、「消防・防災」でございまして、官庁施設の総合耐震計画基準に基づき

まして耐震性を確保する計画としてございます。

それから、防火性につきましては、建築基準法や消防法等の法令等に基づきまして耐火建築物及び複合用途防火対象物として基準を満足する計画としてございます。

それから、「交通渋滞」でございますけれども、工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合として数%程度台数が上昇する可能性がございますが、工事工程の平準化、走行ルートの分散化、工事用車両の出入口に交通整理員を配置するなど、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分配慮を行いつつ工事を実施する計画としてございます。

「公共交通へのアクセシビリティ」でございますけれども、現状のアクセス経路の大部分がマウントアップやガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されている状況でございます。こちらの状況につきましては今後も維持されるものと考えてございます。

「交通安全」でございますけれども、こちらも同様に歩車動線は現状で分離されていて、その状況は今後も維持されるものと考えてございます。

それから、計画建築物の周囲にはオープンな通路空間を確保すること、それから、隣接する東京体育館との間に歩行者デッキを整備することによって立体的な歩車動線の分離が可能になるというふうに考えてございます。

以上、駆け足でございますが、オリンピックスタジアムにつきましては以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は、評価書案の説明を受ける日で、本格的な審議につきましては次回以降ということを用意しておりますが、特に本日確認しておきたいことがありましたら、何かありますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ、千葉委員。

○千葉委員 インターネットで配信されてきたこれを拝見しまして最初に感じたのは、客席数の割に駐車台数350台というのは余りに少なく、付近で混乱が起きないかなということをちょっと感じましたけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○柳会長 事務局のほうでどうでしょうか。

○オリパラ準備局 御回答申し上げます。

まず、駐車台数の関係なのでございますけれども、基本的には8万人という一般来場者に関しては公共交通機関を使っていただくということで、主に関係者に関する駐車台数として設定されているというふうに事業者さんのほうから伺っております。

○千葉委員 わかりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○興水委員 明治公園のところの土地を変えて人工地盤にするというふうになっているのですけれども、その人工地盤の下のところがどういうぐあいになるのか見えないのですけれども、その辺はこの厚い報告書のほうには書いてありますでしょうか。

○柳会長 いかがでしょうか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 御回答申し上げます。

3 ページのところにイメージ図を示してございまして、今の人工地盤の下の空間でございしますが、下のほうはその脇に外苑西通りが通ってございしますが、その外苑西通りの歩道ということになっております。

○柳会長 興水委員、いかがですか。

○興水委員 この3ページの概要の絵で、どこからどこまでが人工地盤の下の空間になっているのかわからないのですが。東のほうは自然の地盤とくっついているのですね。

○オリンピック・パラリンピック準備局 そうしましたら、9ページの断面図をご覧くださいければと思います。断面図の上のほうの図に東西方向の断面図がございまして、この下の図面の左手のほうが西側になりますけれども、都道418号外苑西通りというのがございまして、その上が人工地盤になってございまして。

一方、東側のほうでございしますが、こちらはもともと地盤レベルが東側のほうが高くなっているのです、こちらについては現地盤がベースになっております。

○興水委員 わかりました。

○柳会長 ほかに。では、野部委員からどうぞ。

○野部委員 温室効果ガスとエネルギーを担当します野部でございまして。

立候補ファイルには、環境のところからカーボンニュートラルな大会を目指すというふうにご覧いただきまして、また、昨年、平成26年4月ですか、閣議決定でエネルギー基本計画というのが出ています。そこでは2020年の新築の公共建築物は平均でゼロエネルギー化するというようなことが書いてありまして、その辺を意識された御結果になっているかどうかというのを事務局のほうに聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柳会長 いかがでしょうか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 施設の省エネルギーに関しましては、当然、配慮した計画としてございまして、詳細につきましては事業者さんのほうに確認させていただければというふうに思います。

○野部委員 ぜひ、これをフラッグシップとしてプレゼンスを示さなければいけないものなので、今までの省エネルギーとは格段の違いが課せられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○澤崎施設輸送計画課長 補足をさせていただきます。

大会全体としてのカーボンニュートラルな大会ということにつきましては、現在、大会を運営いたします大会組織委員会で全体のサステナビリティに関する計画の検討を進めております。パーツ、パーツといたしましては、例えば東京都がみずから整備をする新設の施設などにつきましては、都の基準である再エネ・省エネ東京仕様といったようなものを当てはめて省エネルギーに努めていきたい。これを全体として東ねてどう省エネルギーの大会にするかということについては、現在、検討中という状況でございます。

○柳会長 それでは、平手委員、どうぞ。

○平手委員 景観の面からなのですが、色彩は割と大きなウエートを持っていると思うのですが、まだ御説明がないのですが、武蔵野の森のほうは色彩計画に関する記述が見られるのですが、こちらのオリンピックスタジアムのほうに見当たらないというか探せなかったのですが、いかがでしょうか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 建築物の色彩につきまして、検討はされているかと思いますが、確認させていただいた上でまた御回答させていただければと思ひます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。羽染委員。

○羽染委員 この概要版の12ページ、13ページの辺に絡む件なのですが、まず、12ページの表4.1-7の「開催中」のところは、今後の計画の熟度に応じて改めて環境影響要因の抽出項目を検討して別途実施するという記載があるのですが、今後どういうふうに、今回3つの会場が出てきていますけれども、これを全部やり直すのか、それとも開催中だけ別途全項目まとめて評価書案としてまとめられるのか、今後の検討の仕方を教えていただければと思ひます。

○柳会長 いかがでしょうか。

○澤崎施設輸送計画課長 お答えいたします。

本来であれば、当然、1つの会場について全体像でお示ししなければいけないところですが、どうしても本体の整備と組織委員会のほうで検討してまいります仮設、大会運営等に計画の熟度に大きな開きがありますことから、今回、本体部分だけということでもまず御報告をさせていただきます。

今後、組織委員会の大会運営そのものの計画の具体化に合わせて、極力全体をまとめるような形で、ばらばらではなくて評価書案を作成していきたいと考えております。その際は、極力、今、御報告しております本体部分もあわせた形で全体の影響というのが分かるようにお示しできるよう検討していきたいと思っております。

○羽染委員 なかなか難しい今後のまとめ方になると思うのですけれども、会場によっては、私、廃棄物等を担当しているのですけれども、廃棄物なんかは全体的に考えていただいたほうがいい計画になるのではないかというふうに思っているのですけれども、会場によって例えば大気とか水質とか非常に排出量が違うとか、そういうようなケースの場合には全体でまとめるのがなかなか難しいのかなと思いますが、今の事務局の提案を伺うと、これを生かしながら、今後、全体でまとめたいというようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○澤崎施設輸送計画課長 そのように努めてまいります。

○柳会長 その関連ですけれども、恒設施設内に仮設の工作物があるので、その仮設の工作物についてはそういう形で明確になった時点で評価をする、そういう理解でよろしいということでしょうか。

○澤崎施設輸送計画課長 おっしゃるとおりで、恒設のものにも仮設がつかますし、新設だけではなくて、当然既存の施設を使う会場がこのほかたくさんございます。そういった既存施設の仮設の計画というのもまだこれから出てまいりますので、一たん新設のものについて恒設部分の評価をした後は、そういった既存の既にてでき上がっている施設に対する仮設と同じような位置づけで評価をし、最終的には新設部分と後から追いかけてくる仮設部分が合わさったような、なるべく全体が見えるようにしていきたいということでございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 これはアセスの事務局にお尋ねしたいというか、もしかしたら、この後御説明があるのかもしれないのですが、きょう、諮問というか意見聴取というのをいただいて、これをいつまでにまとめる予定なのか、何回意見を言うチャンスがあるのかによってこちらの対応も変わるのでありますが、きょうこれから後で御説明がありますか。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 後で御説明を申し上げる予定でしたけれども。

○片谷委員 であれば、最後に伺うので、それで結構です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。中口委員、どうぞ。

○中口委員 私の担当は社会活動、参加・協働の部分と安全の部分ですが、社会活動、参加・協働については、全体計画の中で一括して予測評価されるという御説明でした。それに関してコメントなのですが、それはその方向でよろしいかと思うのですが、ただ、そのときにコミュニティー活動とかボランティア活動、あるいは文化活動に影響というのは、地域によって影響は多少違う面があると思います。せめて特別区と多摩地域の2つは分けて予測評価をしていただいたほうがいいかと思います。

企業活動が活発な特別区と住民活動中心の多摩では特性が違いますし、あと、会場のほうも多摩は恐らく武蔵野の森だけですよね。恐らく影響が全然違ってくると思いますので、全体で結構なのですが分けて予測されるといいかなというふうに、これはコメントです。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にならなければ、次に武蔵野の森総合スポーツ施設実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 それでは、武蔵野の森総合スポーツ施設評価書案に係る意見聴取文を読み上げさせていただきます。お手元の資料4をご覧ください。

26環都環第677号

平成27年3月25日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境局長

長谷川 明

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 意見聴取文本文につきましては先ほどと同様ですので、読み上げは省略させていただきます、記書き部分を読み上げます。

記

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
武蔵野の森総合スポーツ施設実施段階環境影響評価書案

○岩谷オリンピック・パラリンピック担当課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、武蔵野の森総合スポーツ施設実施段階環境影響評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局より御説明を申し上げます。

○オリンピック・パラリンピック準備局 そうしましたら、概要版の資料の27ページからになります。

武蔵野の森総合スポーツ施設の概要でございますけれども、こちらは「2020年の東京」という東京都の計画の中で4大スポーツクラスターの一つとして位置づけられている施設でございます。

施設につきましては、メインアリーナ棟及びサブアリーナプール棟、下にイメージ図がございますけれども、この2棟の建築物を建設する予定としてございます。

立候補ファイル時点でございますけれども、近代五種のフェンシングを実施する予定となっております。

施設の諸元につきましては28ページに示させていただいております。

こちらの施設ですけれども、工事予定期間が平成25年度からということで既に工事に着工してございまして、供用時期といたしましては平成29年度中を予定しているところでございます。

それから、計画の内容でございます。まず、位置関係が29ページのほうに航空写真を示してございますが、計画地につきましては調布飛行場跡地の一角を成してございまして、周辺には武蔵野の森総合スポーツ施設の計画地が赤い点線で、その赤い点線を含む範囲で隣接する東京スタジアムも含めまして会場エリアと設定されておまして、その北側のほうに武蔵野の森公園というまた別の会場がございまして、そちらのほうの会場エリアがございまして、そういった武蔵野の森公園や東京スタジアムなどのスポーツ施設とか、あとは計画地の北側のほうには社会福祉施設や養護学校といったものが存在してございます。

続きまして、30ページの「配置計画」でございますが、こちらは平面図と断面図が32ページと33ページにございます。

まず、配置計画のところではメインアリーナ棟とサブアリーナプール棟と2つの建築物がございまして、その間の3階レベルになるのですが、コンコースを設置しまして、東側の東京

スタジアム、西側の西競技場を接続するようなものが建設される予定となっております。

30ページに戻っていただきまして、発生集中交通量でございますが、こちらは平日で1,074台というふうに想定してございます。

駐車場につきましては、地上部に自走式の駐車場を設置する予定としてございます。

設備関係でございますが、こちらも雨水につきましては雑用水として利用する計画としてございます。

それから、プールがございますので、プール排水につきましても一部雑用水として再利用するとともに、場外へ多量に排出を行うことを抑制する計画としてございます。

それから、熱源としましてはソーラー吸収式の冷温水発生機、マイクロコージェネレーションの導入を検討してございます。

廃棄物処理につきましては、法令等に基づいて適切に処理・処分をする計画としてございます。

33ページの断面図がメインアリーナ棟で、34ページがサブアリーナプール棟になりますが、高さといましては約30.7mの建築物となります。

35ページの「緑化計画」でございますが、こちらは現状の計画地の中に桜が植栽されてございますが、そちらの桜につきましては保存する計画としてございます。

それから、計画地の南側のほうには国道20号（甲州街道）沿いにイチョウの既存樹木がございましたが、こちらについては場外で仮養生を行った上で施設の緑化樹として活用する計画としてございます。

それから、緑化面積につきましては、東京都の条例、調布市の条例に基づく緑化基準を上回る計画としてございます。

それから、「施工計画」でございますが、平成26年2月から工事を進めておりまして、36か月間の工事を予定してございます。

工事中に実施する環境保全措置といたしまして、下のほうに書いてございますが、環境保全措置の状況につきましては、今後フォローアップ報告書の中で御報告させていただければというふうに考えてございます。

続きまして、36ページが環境影響評価の項目になります。

項目の選定の考え方につきましては、先ほどのオリンピックスタジアムと基本的には同様の考え方に基づきまして、仮設工作物あるいは開催中の環境影響要因については、今回については対象外としてございます。

それから、武蔵野の森総合スポーツ施設につきましては、既に工事に着工しているということもございまして、工事中の予測評価は現状ではできないということがございまして、本評価書案では工事の実施に伴う環境影響評価は実施せずに、工事中の環境影響につきましては、今後フォローアップのほうで確認することといたしまして、また別途御報告をさせていただければというふうに考えてございます。

37ページ、38ページが環境影響評価項目として選定した事項になります。

先ほど申し上げたとおり、工事中の環境影響要因を対象としていないということもありまして、その関係もありましてオリンピックスタジアムよりは項目が少なくなっております。

こちらの中で幾つか御説明させていただきますと、まず、「土壌」でございますけれども、土壌については、土地の改変に当たりましては東京都の環境確保条例に基づきまして土地の履歴等調査を行った結果、過去に有害物質の取り扱い事業所が存在しないという地歴を確認してございますので、こちらについては選定してございません。

それから、「騒音・振動」でございますけれども、こちらは工事中につきましてはフォローアップで報告するということから選定はしていないということでございます。

それから、38ページの「史跡・文化財」でございますが、こちらも既に工事に着工しておりまして、事前に文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘の通知を行っているとおり、現在、埋蔵文化財の調査は終了しているということで選定してございません。

それから、「地域分断」でございますけれども、現状の計画地は未利用地ということもございまして、地域住民の日常的な移動経路として利用されていないということで選定していません。

それから、「移転」につきましても未利用地というところで移転が生じないことから選定していません。

それから、「交通渋滞」、「公共交通へのアクセスビリティ」につきましても、工事中につきましてはフォローアップで御報告させていただくというところで選定していないということになります。

それと、37ページに戻っていただきまして、調査計画書の段階から環境影響評価項目予測事項に追加したものがございまして、そちらについて御報告させていただきますと、「水循環」の「地下水の水位及び流動の変化の程度」につきましては、今回、調査計画書から予測事項として追加してございます。

それから、「景観」の「圧迫感の変化の程度」につきましても、調査計画書の段階から予

測事項として追加させていただいております。

以上の環境影響評価項目に関しましての予測評価の結論が42ページからになります。

「大気等」につきましては、関連車両の走行に伴うもの、熱源施設、コージェネレーションが入っておりますので、そちらの施設の稼働に伴うものにつきまして予測をした結果、環境基準を下回る結果になってございます。

それから、「生物の生育・生息基盤」でございませけれども、計画地につきましては東京スタジアムの駐車場として暫定利用されていたというようなところでございまして、計画地の生物・生態系の賦存地については改変が生じません。

それから、事業の実施に当たりましては、地上部のオープンスペースやコンコース上の人工地盤植栽、屋上緑化等を行う計画としてございますので、周辺の東京スタジアム等々や西競技場の緑地等も含めまして一体となった生物の生育・生息基盤が形成されるものというふうに考えてございます。

それから、「水循環」でございませけれども、雨水貯留浸透施設を設置することによりまして、雨水を貯留浸透できるように配慮した計画としてございます。

それから、地下水に関する影響でございませけれども、帯水層が存在する関東ローム層や立川礫層が計画地周辺に広がっておりまして、地下水利用は地下構造物等の周囲を迂回するというふうに考えてございます。

それから、現在工事を実施してございませけれども、その掘削工事においてもほとんど湧水は確認されてございませせん。

それから、「生物・生態系」でございませけれども、こちらは先ほど申し上げたとおり、駐車場として暫定利用されていたような場所ですので、大部分は人工裸地となっております。一部、計画地の北側にソメイヨシノがございませますが、こちらについては保存する計画としてございます。

それから、国道20号（甲州街道）沿いのイチョウにつきましても緑化樹として活用する計画としてございます。地上部のオープンスペースやコンコース上等々に緑化をする計画としてございますので、そちらも周辺の緑と一体となった生育・生息環境が形成されるものと考えてございます。

それから、43ページの「緑」でございませ。

こちらは、隣接する西競技場も含めまして合計で1万2,300㎡の緑化面積を確保する計画としてございまして、東京都あるいは調布市の条例に基づく緑化基準を上回る緑化面積を確保

する計画としてございます。

それから、「日影」でございます。

日影につきましては、日影の規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないものと考えてございます。

それから、「景観」でございます。

景観につきまして、まず最初のところでございますけれども、周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、素材色やニュートラル色を基本とした色彩とする計画としてございます。

それから、周辺緑との調和を図る緑化計画としてございます。

これらを踏まえまして、東京都の景観計画における考え方とは整合が図られているのかというふうに考えてございます。

「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」でございますけれども、先ほど申し上げたスカイラインの調和や色彩やそういったものもございまして、眺望景観の現況はおおむね維持されるのではないかというふうに考えてございます。ただ、最寄りの駅が京王線飛田給になってございまして、そのアプローチ上に国道20号を横断する歩道橋がございます。そちらについては目の前に施設ができるということもございます。それにつきましては、隣接する東京スタジアムと調和した武蔵野の森への入り口となる新たな眺望景観が形成されるのではないかというふうに考えてございます。

それから、貴重な景勝地等につきましては存在しておりません。

それから、「圧迫感の変化の程度」につきましては、形態率の変化としては数%程度というふうに予測してございます。

44ページ、「緑視率の変化の程度」でございますが、緑視率につきましては、おおむね現況と同程度になるのかというふうに考えてございます。

それから、高木や低木や地被類の植栽や屋上緑化等々の植栽計画を行う計画としてございます。

それから、「景観阻害要因の変化の程度」でございますけれども、現状では一部暫定的な駐車場として利用されているようなものでしたが、計画地周辺に存在する東京スタジアムや西競技場のスポーツ施設とは現状では異なるような景観を形成してございました。

それから、西競技場のほうには現状でもかなり緑がございますので、そういった緑地空間が分断されているような景観特性でございましたが、今回の施設を整備することによりまし

て、現況と比べて周辺建築物と調和した景観が形成されるとともに、周辺の緑地と一体となった武蔵野の森地域景観の創出に寄与するのではないかと考えてございます。

それから、「自然との触れ合い活動の場」でございますけれども、もともと計画地の中には触れ合い活動の場は存在していませんでした。事業の実施に伴いまして、人工地盤植栽や屋上緑化を行う計画としており、これらの緑化された空間というものが新たな触れ合い活動の場として活用されるのではないかと考えてございます。

それから、「活動の阻害又は促進の程度」というところでございますけれども、コンコース上等の緑化をすることによりまして、隣接する東京スタジアムや西競技場との間に新たなネットワークが創出されるのではないかと考えてございます。

それから、利用経路に与える影響でございますけれども、こちらもコンコース上に緑化等々を行うことによりまして、周辺の施設とのネットワークが形成されまして、施設利用者や地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークが創出されるのではないかと考えてございます。

それから、「歩行者空間の快適性」でございますが、こちらも現状でアクセス経路上には街路樹が整備されてございまして、現況と同等ではないかと考えてございます。

「歩行者が感じる快適性の程度」につきましては、こちらも同様に暑さ指数というものを予測してございますが、同様に直射日光下では危険レベル、街路樹等々の日影のもとでは警戒レベルまで低下するというふうな結果になってございます。

45ページの「水利用」でございますが、こちら雨水につきましては集水をしてトイレ洗浄水等に使用する計画としてございます。それから、節水型トイレの導入等々の節水の取り組みを行ってまいりますので、東京都の水の有効利用促進要綱との整合はとれているのかというふうに考えてございます。

それから、「廃棄物」につきましては、東京都の条例、調布市の条例等に基づきまして適切に処理・処分を行う計画としてございます。

「温室効果ガス」でございますけれども、こちらは類似施設を調査いたしまして、床面積当たりの温室効果ガスの排出量を比べていますけれども、それと比べるとより小さい値になっているのかというふうに考えてございます。

それから、自然換気や自然採光などについて考慮する計画としてございます。

「エネルギー」につきましては、同様でございます。

それから、「土地利用」でございますが、現在は未利用地になってございますけれども、

それがスポーツ・興業施設に変更になるということでございます。

土地利用に関しましては、調布市の都市計画マスタープランでスポーツやイベントなどによる文化交流の拠点として位置づけられてございます。それから、東京都長期ビジョンにおきましても、多摩地域のスポーツ振興の拠点形成を推進するというものになってございますので、それらの計画との整合を図られているというふうに考えてございます。

続きまして、46ページの「安全」でございますが、こちらも危険物施設からの距離につきましては一定程度の距離が確保されておりますので、安全性は確保されるのかというふうに考えてございます。

それから、バリアフリーにつきましても法律や条例に基づきましてバリアフリー化を図る計画としてございます。

電力供給につきましても、非常用発電設備を設置する計画にしております。

「消防・防災」につきましては、まず、耐震性につきましては構造設計指針に基づきまして耐震性を確保する計画としてございます。

防火性につきましても建築基準法、消防法等々の法令等に基づきまして耐火建築物、防火対象物として基準を満足する計画としてございます。

それから、「交通安全」でございますけれども、こちらはアクセス経路上につきましては既にマウントアップ、ガードレール等の安全施設によりまして歩車動線が分離されている状況になりまして、これらの状況は維持されるというふうに考えてございます。

それから、コンコースを設置することによりまして、コンコースと横断歩道橋が接続する計画となっておりますので、これらの施設ができることによりまして、より立体的な歩車動線の分離が可能なものになるというふうに考えてございます。

武蔵野の森総合スポーツ施設については、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいま、武蔵野の森総合スポーツ施設についての評価書案の説明を受けましたけれども、この際、何か特に確認しておきたいということがございましたらお伺いしますので、御質問をお願いいたします。

野部委員、どうぞ。

○野部委員 先ほどスタジアムのほうでも申し上げましたけれども、これは省エネルギーとか省CO₂が8%、9%という値が示されておりますけれども、基本的にはエネルギー基本計画は配慮していないというふうな理解でよろしいのでしょうか。既存に比べてわずかに低いとい

う御報告になったように聞こえますけれども。

○澤崎施設輸送計画課長 ただいま御報告した武蔵野の森総合スポーツ施設につきましては、御案内のとおり、オリンピック・パラリンピック2020年大会の開催決定の前から計画を進めていた事業でございまして、昨年3月に既に着工済み、それ以前の設計ということになっておりますので、その時点でできる限りの配慮をしたということで御理解いただければと思います。

○野部委員 わかりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、羽染委員。

○羽染委員 細かいことで恐縮なのですが、38ページ、45ページに絡むのですけれども、表4.2-6(2)というところで、私が担当になっている「エコマテリアル」というのがあるのですけれども、ここの表を見ますと、「開催後」の一番右端のほうに○がついているのですけれども、45ページを見ますと、「廃棄物」の次に「エコマテリアル」というのがないということとでなぜかなというふうに思ったのですけれども、本文のほうをちらっと見ますと、この「エコマテリアル」というのは予測評価していないというふうにとれるのですけれども、この○は間違いということによろしいのでしょうか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 御回答申し上げます。

40ページのところに記載させていただいてございます。「エコマテリアル」につきましては、開催後の設備等の持続的稼働に伴うものがあるかというふうに考えてございますが、そういった個別施設で予測評価するより全体として予測評価したほうが適切な評価ができるのかなと思ひまして、個別の予測結果についてはお示ししていないというのが現状でございます。

それから、開催前の建設工事に伴いますエコマテリアルの導入等につきましては、工事中ということもありまして、今後フォローアップ報告書において御報告させていただければというふうに考えているところでございます。

○羽染委員 40ページの選定の理由のところには書いてあって、予測評価のところにはないという、これは予測評価をしているのですか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 わかりづらい構成になってしまっておりまして恐縮でございますが、予測結果としては評価書案のほうにはお示ししてございません。今後、別途御報告させていただく予定でございます。

○羽染委員 そういうことなのですか。今後やる予定ということなのですかね。その辺、注

積を入れていただかないと混乱するなというふうに思っていることと、この表の37ページ、38ページ、ほかのページの見方もそうなのですが、例えば37ページの縦軸は大体理由が書いてあるのでわかったのですが、横軸に「アスリートへの生物等の影響の程度」とかと網かけがなっているところと、例えば「生活環境」の「騒音・振動」の下項目なんかはやっていないのに横に網かけがないとか、その辺の整合がどう理解したらいいのかわからなかったのですけれども、もう一度、○・×と、この一覧表をもとに大体読んでいくと思いますので、この辺混乱が起きないように注釈を入れていただければ助かると思います。

以上です。

○柳会長 それでは、事務局のほうでその点については少し配慮をしていただいて、開催後にフォローアップで調査するところはこういう項目であるということをもう少し明確に示していただければ誤解がないのだらうと思います。「エコマテリアル」についても、評価項目としては一応選定しているということですね。ただ、予測の結果についてはフォローアップで明確にするというようなことで理解しているということによろしいでしょうか。

羽染委員、そういうことのようにですけれども、そこら辺の注記をちゃんと記述していただいて誤解がないようにしていただくということによろしいでしょうか。

○澤崎施設輸送計画課長 ○・×や網かけ、注の書き方を工夫して、どなたでもわかりやすいように改善したいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○中口委員 安全面なのですけれども、46ページのところに「最も近いガソリンスタンドで計画地境界から700m程度の距離に位置している」という記述がございまして、これの評価書案、分厚い方の288ページあたりになります。こちらのほうを見ますと同じ表現が書いてあるのですけれども、エビデンスとしては弱い、つまり、位置関係が地図等で示されていないので、要するに、その場所で事故が起こった場合にどちらの方向に避難するかというようなことも絡んできますし、その辺がちょっと弱いかなという印象を受けたのですけれども、これは調べられているのでしょうか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 内部作業としては分布等も調べてございますが、図示については控えさせていただいたところはあるのですけれども、表現方法につきましてはどちら方向にとか、そういったものにつきましては工夫させていただければというふうに考えてございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

この武蔵野の森総合スポーツ施設というのは、当初からのほかの目的でもう事業をやっているということで、通常アセスの手続ですと評価書案を一応審査しないと工事はやってはいけないというのが基本的なルールなのですが、これはもう工事をやっているというところで対象の施設のところだけ評価を行うという形になっているということをもう少し言葉を尽くして説明していただかないと、もう工事をやっているではないかということになってしまうと手続的には不整合な意味合いでとられる可能性があるのでは、その点ちゃんと図書に明記しておかれたほうが誤解がないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○澤崎施設輸送計画課長 御指摘のとおりで、今回御報告している3施設は、いずれも一番早くに事業が進んでいるものでして、極端な話が、既に着工済みのものについて任意で追いかけて条例のアセスになるべく近いようにできる部分をやっていこうということで任意でやらせていただいているものということです、とにかく最初に出るものがイレギュラーな形になっておりますので、そのあたりがもう少しわかりやすく世間で御理解いただけるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、次に選手村実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取について、事務局からお願いいたします。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 それでは、選手村の意見聴取文を読み上げさせていただきます。お手元の資料5をご覧ください。

26環都環第678号

平成27年3月25日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境局長

長谷川 明

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 意見聴取文本文の読み上げについては省略をさせていただきます。

記

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 選手村実施段階環境影響評価書案

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 よろしくお願いたします。

それでは、選手村実施段階環境影響評価書案につきまして、オリパラ準備局のほうから御説明をいたします。

○澤崎施設輸送計画課長 それでは、選手村につきましては、ただいま柳会長から御指摘いただいたような少し通常と違う事情がございますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらは、オリンピック・パラリンピックの選手村でございますが、大会時、選手や選手団役員等が宿泊する施設となりますけれども、近年のオリンピックにおきましては、選手村を整備するに当たりまして、大会後に一般の住宅として利用することを前提に整備することが通常となっております。逆にオリンピック専用で1万6,000人もの選手関係者のための宿泊施設をつくるというのは現実的ではないということで、大会後には住宅に転用していくということが前提となっております。今回、東京大会でも同じような考え方で、こちらは中央区晴海の公有地を活用しまして、東京都施行の再開発事業として住宅を整備するという事業として計画をしております。住宅そのものを建設するのは再開発事業の中で特定建築者という制度を使いまして、民間のディベロッパーを今後選定して開発をしてもらい、これが前提となっております。

47ページに参考図（大会時イメージ）として、これは昨年12月に東京都でモデルプランとして住宅棟の配置を示したものでございますけれども、最終的に大会後には、ここに示しております板状の22棟のほかに超高層タワー棟といって50階建ての住宅棟が2棟と生活利便施設としての商業棟が大会後に追加整備される予定となっております。この全体計画としておおよそ6,000戸程度の住宅が整備されるという想定をしていますが、このため、選手村だけは今回のオリンピック・パラリンピック環境アセスメントの対象施設の中で、環境影響評価条例に基づく条例アセスの対象施設となっております。したがって、実は事業主体がオリンピック・パラリンピック準備局と別の局になっておりまして、条例アセスの手続きが先

行して先月評価書案を審議会のほうに御報告させていただいているということになっております。

したがいまして、オリンピック・パラリンピックアセスでは重複のない部分、条例アセスで社会経済項目等を初めとした拾わない部分、それから、今回計画が間に合いませんので御報告できないのですが、組織委員会が仮設し運営する部分、こういったところを対象としてアセスを実施したいというふうに考えております。

したがいまして、大会後整備になります超高層タワー棟や商業棟を除いた大会時のイメージで予測評価を行っていく、こういう前提になっておりますので、そういう御理解でこの後個別の説明をお聞きいただければと思います。

引き続きまして、担当から個別の説明を差し上げます。

○オリンピック・パラリンピック準備局 そうしましたら、選手村について御説明いたします。

47ページからになりますが、施設の諸元等々については48ページのほうでご覧いただければと思います。

こちらの選手村につきましての使用予定年度は平成32年度、2020年東京大会の開催期間中のみ、選手村でございますので、開催期間中のみ使用される施設ということでございます。

位置関係が49ページのほうの航空写真でございますけれども、今、お話がありました選手村としての運営を行います会場エリアといたしましては、晴海地区のところにオレンジ色のラインが入ってございますが、その範囲全域になります。そのうち住宅施設として整備するところが、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画という計画になってございまして、それが赤い線の部分になってございます。

今回、予測評価の対象といたしましたのが、こちらの（仮称）晴海五丁目西地区開発計画地を対象としてございます。そう申しますのも、それ以外の会場エリアのほうにつきましてはいろいろな仮設施設等々が2020年東京大会に向けて配置される計画となっておりますけれども、まだ全然諸元が固まっていないということもあって、現時点で予測評価できないということがありまして、別途東京都の環境影響評価条例に基づいて実施している（仮称）晴海五丁目西地区開発計画につきましては諸元がある程度固まってきているというのもありますので、この赤いところだけを先行して今回予測評価を実施させていただいているということでございます。

50ページのところが配置計画を示してございます。

51ページのところに図面が書いてございますが、図面上に晴海五丁目西地区開発計画地内に建物の形状等が入ってございますが、こちらが五丁目西地区の開発計画として整備する住宅施設のうちの一部を示してございますが、この建設する施設を大会時は宿泊施設として一時使用するというものがこちらになります。それ以外の会場エリア内のところにつきましては仮設のエリアになってございますが、そちらについては現段階では配置計画等々については未定でございます。

それから、50ページのところへ戻っていただきまして、その他のもろもろの計画、発生集中交通や駐車場、設備や緑化につきましても、現時点では未定という段階でございます。

52ページの「施工計画」のところでございますが、仮設工作物の施工計画については現段階では未定でございます。

宿泊施設につきましては、全体で45か月間の工事を予定してございます。一応その予定している主な建設機械がその下の表になってございます。

以上を踏まえまして、53ページが環境影響評価の項目になります。

こちらもほかの施設と同様に仮設工作物や開催中の環境影響要因については現時点では対象としておらず、今後改めて別途実施する予定としてございます。

それと、本評価書案では仮設等々についても諸元がなかなかまとまらないということもありまして、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画を対象に環境影響評価を実施しております。なおかつ、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画については東京都の環境影響評価条例の対象事業で別途アセスメントもやられておりますので、そちらと重複がないような項目を対象に実施しているというところでございます。

環境影響評価の項目が54ページ、55ページになります。

まず、こちらの中で「大気等」、「騒音・振動」、「日影」、「景観」につきましては、別途環境影響評価条例に基づくアセスメントを実施しておりますので、こちらの評価書案のほうでは対象としてございません。それ以外につきましても仮設計画が未定のため、現時点では予測評価が困難であり、今後検討させていただくという項目が多数ございまして、現時点で予測評価可能なものとして選定させていただいておりますのが「土壌」、「生物の生育・生息基盤」、「生物・生態系」、55ページのほうの「廃棄物」、「エコマテリアル」、「温室効果ガス」、「エネルギー」、「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」、以上の項目につきまして選手村全体といいますか、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画地を対象に予測評価をさせていただいております。

その結果が60ページからになります。

まず、「土壌」でございますが、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画地に過去に指定作業場が存在してございました。その関係もございまして、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づき手続を行ってまいります。その内容につきましては、今後フォローアップ報告書において御報告させていただく予定としてございます。

それから、「生物の生育・生息基盤」でございますが、晴海五丁目西地区の開発計画地は、隅田川改良工事の第三期工事の付帯事業といたしまして昭和初期に造成された埋立地でございます。ですので、計画書の大部分が人工構造物のアスファルト舗装や人工裸地で被覆されているというような状況でございますので、生物・生態系の賦存地の改変の程度としては小さいのではないかとというふうに考えてございます。

「生物・生態系」につきましても同様でございますが、大部分が人工構造物や人工裸地で被覆されているということもございますので、影響としては小さいのではないかとというふうに考えてございます。

「廃棄物」につきましては、建設発生土、建設汚泥、建設廃棄物につきましては、関連法例に基づきまして適切に再利用、処分・処理する計画としてございます。

それから、「エコマテリアル」につきましては、東京都環境物品等調達方針、それから、一部民間さんが入ってこられますので、東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）を踏まえた協力のもとで実施するということから、エコマテリアルの利用が図られるものというふうに考えてございます。

それから、61ページ、「温室効果ガス」でございますが、こちらあらゆる事業活動で温室効果ガスは排出されてしまいますが、不必要なアイドリング防止を徹底する計画としてございます。

「エネルギー」も同様でございます。

「交通渋滞」でございますけれども、こちらは工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合は数%程度増加するというふうに考えてございます。ですので、走行ルート分散化、工事工程の平準化や施工計画の検討、工事用車両の出入口に交通整理員を配置するなど十分な配慮を行いつつ工事を実施する計画としてございます。

「公共交通へのアクセシビリティ」でございますけれども、こちらのアクセス経路の大部分がマウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されているというのが現況でございますが、それらの状況については維持されるものと考えてございます。

「交通安全」も同様でございます、歩車動線が分離されている状況については維持されるというふうに考えてございます。

選手村につきまして、御説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、選手村の評価書案についても、この際何か確認しておきたいことがございましたらお伺いしますので、いかがでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 条例アセスにかかってということで、大部分はそちらのほうでやられるという意味なのだろうと思うのですけれども、多分、条例アセスに全く触れられないところがアスリートへの影響なのですね。アスリートへの影響というのは、条例のアセスでは、そこに選手村があるから、そのアスリートがどうだこうだという評価は全く知りませんから、そこら辺が一番重要なのですが、54ページのところを見ると、アスリートへの影響というのが大気、水、生物・生態系というところに書いてあるのですが、みんなハッチングがついているのですね。これは、中身が少しわからないということ、まだ詳細がわからないということなのかもしれませんけれども、選手がどのぐらい来るかという話は、選手の数によって交通量が少し変わるから大気の状態が少し変化してというようなことがあるのかもしれませんが、例えば水質等ですと、アスリートがここの水を飲むわけでは決してないですから、そういう意味ではアスリートに対して影響というのは、ここの場所がどうこうということは関係なく評価はできるだろうというふうに思うのです。多分、東京都の水道が供給されると思うので、そういう意味で言えば、アスリートへの影響がどうだこうだの議論ができるだろうと、そこら辺のところを少しどういうふうにお考えなのか、このアスリートへの影響の程度というのは、選手村のところでは非常に重要な要素だろうと、条例のアセスの中では全く触れられないところですし、特にオリンピックの特徴があるところですが、これはどうお考えなのか。

○柳会長 いかがでしょうか。

○澤崎施設輸送計画課長 お答えいたします。

アスリートへの影響に関しては、基本的に大会運営にかかわる部分ということでまとめて、組織委員会における大会運営の計画が具体化した時点で予測評価をしようということで一括して後ろに送っているというのが現在の評価書案の考え方でございます。

個々の項目に着目すれば、ただいま中杉委員から御指摘いただいたように、水は今でも、

計画ができてからでも変わらないだろうというようなことは確かにあるかと思われま。ただ、今、組織委員会の計画を待たずにこれこれの施設について、急ぎ途中段階での評価書案をお示ししているというのも、施設整備にかかわる部分で配慮しなければいけない項目を、何しろ着工前、あるいは着工後速やかに評価していかなければいけないだろうということで取り上げておりますので、逆にアスリートへの影響ということ項目ごとに段階を分けて出すというよりは、それは運営という中でまとめて出していったほうがわかりやすいのかなと今は考えております。

○中杉委員 多分、アスリートへの影響というのはそんなに大きくないだろうというふうに予想されるのですが、場合によってアセスをやった結果、アスリートへの影響があるとなれば、いろいろな意味でそこら辺を考えなければいけないわけですね。運営も考えなければいけないし、設備も場合によったら考えなければいけない。それは、必ずしもどちらが先だという話でもないと思うのです。全体の規模が変わると変わるという話があるのだらうと思うのですが、そういうところを少しどういうふうに考えるか、全部決まってしまうてからアスリートへの影響を見たらどうにもならなかったとなると、また計画の見直しという段階の話になるので、そこら辺が十分どういうふうに進行管理をするのか考えていただいたほうがいいのか。最終結論が出なくても、あらかじめそこら辺は検討されておいたほうがいいのかというふうに思います。

○柳会長 恐らく大気の影響とか、近くに中央清掃工場、これは期間中に停止させるというような議論も前はあったと思うのですが、調査計画書の段階でこういうことも議論されていまして、その点の方向性が明確にならないとその評価がなかなか難しいバックグラウンドがどうなるかというのはわからないので、そういうことも関連しているのだらうと思いますので、その観点からの御質問だと思いますから、その点を明確にするように努めていただければと思います。

○澤崎施設輸送計画課長 御指摘いただいた点については、申しわけありませんが、評価書に盛り込むかどうかということと別として、早くから検討できることはなるべく早くに検討するというで考えさせていただきます。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○輿水委員 「生物・生態系」について項目として採用されているのですが、この地域では大変移動性の大きい鳥類であるとか昆虫が見られるわけですね。そうしますと、オリンピック後の新しいさらなる開発が起こったときにまた影響が出る可能性が考えられるので、

生態系についてはオリンピックアセスでやったからもう条例アセスではやらないというようなことにはならないようにしていただきたいというのが私の意見なのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○澤崎施設輸送計画課長 ただいまのオリンピックアセスの考え方では、オリンピック・パラリンピック大会時に使用するものについてということで、先ほど申し上げたように後整備の部分については、そもそも事業として対象としない考えでやっております。

一方で条例に基づくアセスメントでは、ここでやったからということではなく、もともと対象項目でないということで、今、外れている状況でございます。こちらの取り扱いについては少し検討させていただいて、次の評価委員会の際に御回答できればと思います。申しわけありません。

○柳会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前 11 時 52 閉会)